

直前対策 第1回 問題

(有)拓明館

【問1】次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 意思能力を有しない者が行った不動産の売買契約は、その者が後見開始の審判を受けていなければ、有効である。
- 2 保佐人は被保佐人の行為に対する同意権と取消権を有するが、代理権が付与されることはない。
- 3 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者につき、四親等内の親族から補助開始の審判の請求があった場合、家庭裁判所は、本人の同意がないときは同審判をすることができない。
- 4 成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が所有する倉庫についての第三者との賃貸借契約の解除をする場合には、家庭裁判所の許可が必要である。

【問2】次の記述のうち、民法の規定によれば、誤っているものはどれか。

- 1 未成年後見人は、自ら後見する未成年者について、後見開始の審判を請求することができる。
- 2 未成年者は、負担のない贈与を受ける契約を締結する場合には法定代理人の同意を得る必要がないが、負担付贈与を受ける契約を締結する場合には法定代理人の同意を得る必要がある。
- 3 古着の仕入販売に関する営業を許可された未成年者が、自己が居住する目的で建物の賃貸借契約を締結する場合には、法定代理人の同意を得なければならない。
- 4 成年被後見人が、日用品の購入その他日常生活に関する契約を締結した場合には、成年後見人は、当該契約を取り消すことができる。

【問3】制限行為能力者に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 被保佐人は、不動産を売却する場合には保佐人の同意を得なければならないが、日用品を購入する場合には保佐人の同意を得る必要がない。
- 2 被保佐人は、贈与をする場合には保佐人の同意を得なければならないが、贈与の申込みを拒絶する場合には保佐人の同意を得る必要がない。
- 3 被補助人は、家庭裁判所から補助人の同意を要する旨の審判を受けた特定の法律行為を行う場合には、補助人の同意を得なければならない。
- 4 被補助人が、補助人の同意を得なければならない契約について、同意を得ていないにもかかわらず、詐術を用いて相手方に補助人の同意を得たと信じさせていた場合には、被補助人は、当該契約を取り消すことができない。

直前対策 第1回 問題

(有)拓明館

【問4】次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。
- 2 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は無効であるが、この法律行為の無効は善意の第三者にも対抗することができる。
- 3 AがBに対して甲土地を売却するという意思表示を行ったが、当該意思表示はAの真意ではなく、Aがその旨を認識していた場合、当該意思表示がAの真意ではないことをBが知っていたときは、当該意思表示は無効である。
- 4 Aが、A所有の甲土地につき、Bと通謀して虚偽の売買契約を締結した後、Bが、AB間の事情を知っているCに甲土地を売却し、その後、Cが甲土地をDに売却したが、DがAB間の事情を知らなかった場合、Aは、AB間の甲土地の売買契約が無効である旨をDに対抗することができる。

【問5】Aは、その所有する甲土地を譲渡する意思がないのに、Bと通謀して、Aを売主、Bを買主とする甲土地の仮装の売買契約を締結した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

- 1 Bが、AB間の売買契約が仮装の売買契約であることを知らないCに甲土地を売却した場合、Cが甲土地について登記を備えていないときは、Aは、AB間の売買契約が無効である旨をCに主張することができる。
- 2 Bが甲土地について登記を備えた後、Bの債権者であるCが、当該売買契約が仮装の売買契約であることを知らずに甲土地を差し押さえた場合、Aは、当該売買契約が無効である旨をCに主張することができない。
- 3 Bが、甲土地について登記を備えた後、甲土地の上に建物を建築してCに乙建物を賃貸した場合、当該売買契約が仮装の売買契約であることをCが知らなかったときは、Aは、当該売買契約が無効である旨をCに主張することができない。
- 4 Bが甲土地をCに売却し、さらにCが甲土地をDに売却した場合、AB間の売買契約が仮装の売買契約であることをCは知らなかったが、Dは知っていたときは、Aは、AB間の売買契約が無効である旨をDに主張することができる。

【問6】Aが、Bに対して甲土地を売却する旨の意思表示をして、売買契約を締結したが、Aの意思表示は錯誤によるものであった。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 Aの錯誤が、意思表示に対応する意思を欠く錯誤であって、その錯誤が当該売買契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合、Aに重大な過失があるときでも、BがAに錯誤があることを重大な過失によって知らなかったときは、Aは、AB間の甲土地の売買契約を取り消すことができる。

直前対策 第1回 問題

(有)拓明館

2 Aの錯誤が、Aが当該売買契約の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤である場合、その事情が当該売買契約の基礎とされていることが黙示的に表示されたときは、Aは、AB間の甲土地の売買契約を取り消すことができない。

3 Aの錯誤が、意思表示に対応する意思を欠く錯誤であって、その錯誤が当該売買契約の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである場合、Aに重大な過失があり、がAに錯誤があることを知っていたときは、Bは、AB間の甲土地の売買契約を取り消すことができる。

4 Bが甲土地をCに売却した後、Aが錯報を理由にAB間の売買契約を取り消した場合、CがAに錯誤があることを過失によって知らなかったときは、Aは、錯誤によるAB間の甲土地の売買契約の取消しをCに対抗することができない。

【問7】A所有の甲土地につき、AとBとの間で売買契約を締結した場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

1 Bが甲土地をCに売却した後、Aが、Bによる詐欺を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消した場合、Cが当該詐欺の事実を過失によって知らなかったときは、Aは、Cに対して甲土地の返還を請求することができない。

2 Bが甲土地をCに売却した後、Aが、Bによる強迫を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消した場合、Cが当該強迫の事実を知らず、知らなかったことにつきCに過失がなかったときは、Aは、Cに対して甲土地の返還を請求することができない。

3 Aが、第三者Cによる詐欺に基づいて、Bと甲土地の売買契約を締結した場合、Bが当該詐欺の事実を過失によって知らなかったときは、Aは、Cによる詐欺を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消すことができる。

4 Aが、第三者Cによる強迫に基づいて、Bと甲土地の売買契約を締結した場合、Bが当該強迫の事実を知らず、知らなかったことにつきBに過失がなかったときは、Aは、Cによる強迫を理由にAB間の甲土地の売買契約を取り消すことができない。

【問8】共有に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1 共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しては行使することができない。

2 共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う。

3 各共有者は、他の共有者の同意を得なくても、共有物に変更(その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。)を加えることができる。

4 共有地が不法に占拠されている場合、各共有者は、その不法占拠者に対し、単独で妨害排除の請求をすることはできない。

直前対策 第1回 問題

(有)拓明館

【問 9】共有に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、誤っているものはどれか。

- 1 共有者は、善良な管理者の注意をもって、共有物の使用をしなければならない。
- 2 A、B 及び C が共有する甲土地が賃貸されている場合、甲土地の賃貸借契約を解除するためには、A、B 及び C の全員の同意が必要である。
- 3 共有物の分割について共有者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、その分割を裁判所に請求することができる。
- 4 A、B 及び C が共有する甲土地が、D によって不法に占有されている場合、A は、単独で、D に対して、D の不法占有によって A、B 及び C に生じた損害額の全額の賠償を請求することはできない。

【問 10】共有に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、自己の有する持分権を自由に譲渡することができない。
- 2 A 及び B が甲土地を共有している場合、A がその持分を放棄したときは、その持分は、国庫に帰属する。
- 3 A 及び B が甲土地を共有している場合、A 及び B は、5 年を超えない期間内であれば、甲土地の分割をしない旨の契約をすることができるが、この不分制特約を更新することはできない。
- 4 共有物の管理者が共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有物の管理者の請求により、当該共有者以外の共有者の同意を得て共有物に変更を加えることができる旨の裁判をすることができる。